

# 日雇い派遣 例外規定該当状況の確認

## 例外規定とは

原則日雇い派遣は禁止されておりますが、  
4項目のいずれかに該当される方については就業が認められております。

該当しない場合は31日以上雇用契約を結んでいただくか、  
日々紹介、デイワークスからの就業をお願いいたします。

1

昼間学生



2

60歳  
以上の方



3

生業収入500万円  
以上の方



4

世帯年収500万円以上  
かつ主たる生計者でない方



## 1 昼間学生

以下の条件に該当しない方は  
昼間学生に含まれず、日雇い派遣で働くことができません。

- ・通信教育を受けている人
- ・大学の夜間学部の課程の人
- ・高等学校の夜間又は定時制の課程の人
  - ・休学中の人
- ・内定後に内定先で働いている人

## 2 60歳以上の方

「満60歳」以上の方が対象です。  
数え年ではございませんのでご注意ください。

## 3 生業収入500万円以上の方

ご自身の**メイン**のお仕事の収入が500万円以上

OK	本業600万		
OK	本業500万	副業100万	
NG	本業400万	副業100万	副業100万

## 4 世帯年収500万円以上 かつ主たる生計者でない方

以下の条件にどちらも満たしている方

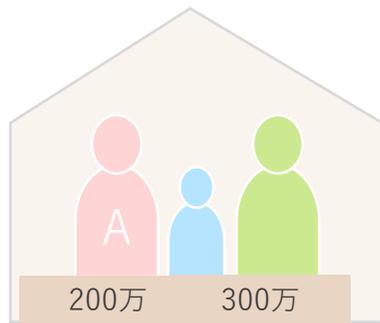
- ①世帯の合計年収が500万円以上ある
  - ②主たる生計者でない※1
- ※1世帯年収の50%以下

## 具体例

### Case.1 共働きのAさん

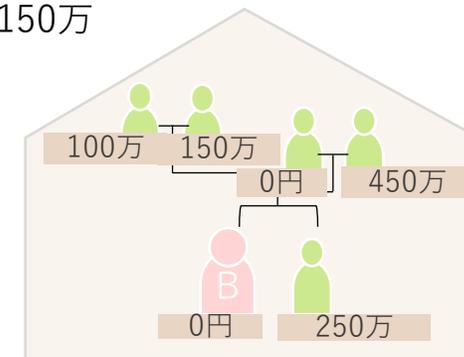
家族3人暮らし  
旦那：300万、Aさん：200万

合計年収500万円  
Aさんの年収はその半分未満のためOK



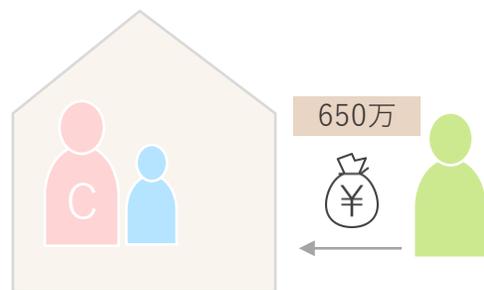
### Case.2 転職活動中のBさん

祖父母は年金受給者でそれぞれ100万、150万  
父：450万  
兄：250万  
合計年収950万円  
Bさんの年収はその半分未満のためOK



### Case.3 主婦のCさん

旦那は単身赴任中  
旦那：650万  
合計年収650万円  
Cさんの年収はその半分未満のためOK



世帯は必ずしも同居している必要はございませんが、  
「生計を一にしている」ことが条件になります。

仕送り・援助などを受けている場合は  
生計を一にしているとみなすことができます。  
配偶者（婚約者含む）

## 提出書類について

年収を証明するには以下のいずれか1点が必要です。

### •源泉徴収票

毎年12月～1月頃に会社から発行されます

### •所得証明書（課税証明書・納税証明書・通知書）

前年分年収記載のあるものは毎年6月頃まで発行されません

詳しくは各市町村までお問合せください

### •確定申告書の控え

給与明細12ヶ月分が必要となります

税務署で受理印が押されたものに限ります

### •年金給付・失業給付・育児休業給付・児童手当などの国からの給付通知書

すぐに書類の提出が難しい場合は  
**誓約書に同意**をお願いいたします

※書類をすぐに用意できない場合は誓約書の提出を  
もって代わりとすることができます。

## 該当項目選択

### (1) 下記選択肢から該当する項目を選択してください

※満60歳以上に該当する方につきましては他の選択肢は選べません

- 満60歳以上の方
- 昼間学生
- 本業で個人年収が500万円以上あり、副業として派遣で勤務する方
  - ※ 本業は、複数の業務を行っている場合はその収入額がもっとも高い業務を指します。
  - また、収入には不動産、株式、投資信託などの運用も含まれます。
- 世帯収入合計が年間500万円以上かつ主たる生計者でない方
  - ※ 「世帯」とは同居している家族や親族（配偶者、両親、祖父母など）全員を指し、同居していない場合でも世帯収入として含めることができます。
- 該当しません

### (2) 選択した例外規定に該当することを確認できる書類種別を選択し、アップロードしてください。

[すぐに書類を提出できない場合はこちら](#)

証明書の種類を選択してください

学生証

証明書類を添付する

※証明書類は5枚まで添付することができます。

[添付した証明書類をすべて削除する](#)

❗ 書類のアップロードができない場合は [こちら](#)

書類提出が難しい方は  
「すぐに提出できない場合は  
こちら」から  
誓約書に同意を行う

書類提出が可能な方は  
こちらからアップロード

サイト上でアップロードが  
出来ない方は誓約書に同意後  
メールにて提出